

2 申請方法等

- 受験上の配慮の申請は、郵送でのみ受け付けます。申請期間は第1期と第2期に分かれています。通知文書の送付時期が申請期間により異なりますので、出願期間中に審査結果の通知を希望する場合は第1期に申請してください。
- 希望する配慮事項によっては審査に時間がかかる場合もあるため、できるだけ第1期の期間内に申請してください。
- 申請書類はコピーを取った上で、原本を提出してください。提出された書類は一切返却できません。
- 申請書類の提出は一度のみとなります。申請書類に不備がある場合は審査を行わず、不受理又は不許可となることがあるため、提出に当たっては必要な書類をよく確認してください。
- 受験上の配慮の申請だけでは、大学入学共通テストに出願したことにはなりません。共通テスト出願サイト (<https://examinee.dnc.ac.jp/examinee>) 上で、申請書類をダウンロード(→6ページ)したアカウントで出願手続を行ってください。異なるアカウントで出願を行った場合は、希望する配慮事項が行えないことがあります。

【申請期間】

- (1) 第1期〔7月1日(水)～8月28日(金)(必着)または8月26日(水)(消印有効)〕
※ 9月24日(木)(出願期間中)までに審査結果が通知されます。
- (2) 第2期〔8月31日(月)～10月2日(金)(必着)または9月30日(水)(消印有効)〕
※ 11月下旬に審査結果が通知されます。

【申請書類】

- 【A】 受験上の配慮申請書
 - 【B】 10ページの①～⑥の区分に応じた医師の診断書
 - 【C】 状況報告書
- ※ 申請書類の入手方法は「配慮申請書等の入手方法について」(→6ページ)で確認してください。

【提出方法】

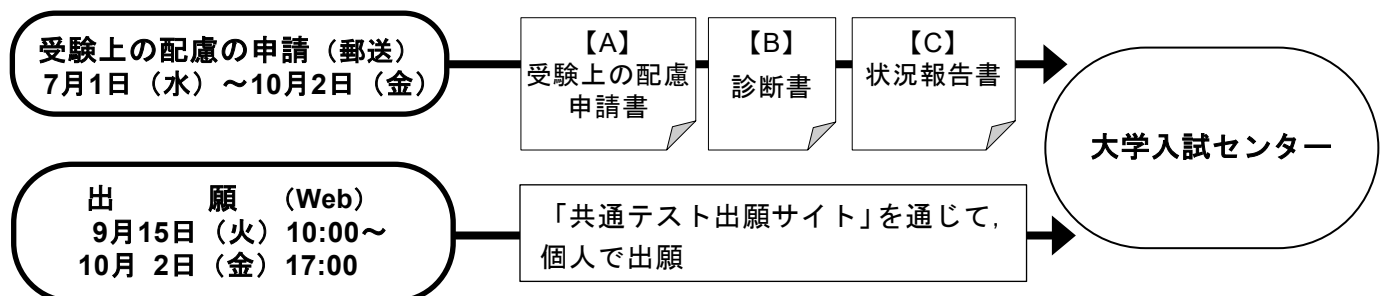
封筒の表面に「受験上の配慮申請」と朱書し、簡易書留郵便により送付してください。

- ・「卒業見込者」^(注)は、上記【A】、【B】、【C】の書類を学校経由又は個人で提出
- ・「卒業見込者以外の者」の場合は、個人で提出

(注)「卒業見込者」: 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)又は中等教育学校を令和9年3月に卒業見込みの者

【提出先】

〒153-8501 東京都目黒区駒場 2-19-23 大学入試センター事業第1課



申請書類について

- 申請に当たっては、所定の様式の「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」、「【C】状況報告書」の3つを必ず提出してください。



【A】受験上の配慮申請書【必須】 見本 (→49~52 ページ) 記入例等 (→38~45 ページ)

- 申請者の氏名・住所等と、申請する配慮事項等を記入する様式です。

- ・申請書には希望する全ての配慮事項を必ず記入してください。申請書に記入がない場合、申請事項として扱われないため審査の対象となりません。
- ・申請書は未記入の面がある場合も、第1面から第4面まで全て提出してください。

【B】診断書【必須】 (注1) 様式 (→53~62 ページ)

- 医師が診断名や現症、配慮が必要な理由等を記入する様式です。

- ・区分に対応した大学入試センター所定の診断書を提出してください。
- ・希望する全ての配慮事項について、それぞれ必要とする具体的な理由を、医師に必ず記入してもらってください。

区 分	使用する様式 (注2)	掲載ページ
視 覚 障 害	【B1】診断書 (視覚障害関係) (注3)	53・54
聴 覚 障 害	【B2】診断書 (聴覚障害関係)	55・56
肢 体 不 自 由	【B3】診断書 (肢体不自由関係)	57・58
病 弱 ・ そ の 他	【B4】診断書 (病弱関係・その他)	59・60
発 達 障 害	【B5】診断書 (発達障害関係)	61・62

(注1) 杖の持参使用のみを希望する場合は、「【B】診断書」の提出は不要です。「【A】受験上の配慮申請書第3面」に杖の使用理由を記入してください。また、高等学校等での配慮の実施状況は「【C】状況報告書」に記入してください。

(注2) 「【B3】診断書 (肢体不自由関係)」を使用しない場合でも、上肢の機能障害により「チェック解答」又は「試験時間延長 (1.3倍)」を希望する場合は、医師の指示に従い、「【B3】診断書」裏面の「●志願者自署欄」、「●マーク塗りつぶし欄」、「●チェック欄」の各欄を記入して提出してください。

(注3) 点字解答希望者については、「【B1】診断書 (視覚障害関係)」に代えて、「校長による点字学習の証明」 (任意の様式) でも可能です。

【C】 状況報告書【必須】 様式 (→63~64 ページ) 記入例等 (→46~47 ページ)

○ 高等学校等におけるこれまでの配慮の実施状況等を記入する様式です。

- ・卒業見込者の場合は、高等学校等で実施している配慮の内容等について学校担当者が記入してください。
- ・卒業見込者以外の者の場合は、高等学校等に在学時の状況や、現在通っている学習塾・予備校等又は自宅での学習の際に実施している配慮の内容等について保護者等(学習塾等の講師、医師、カウンセラー等も可)が記入してください。
- ・高等学校等における「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の提出が可能な場合には、その写しを添付してください。(卒業見込者以外の者の場合は、高等学校等の在学時に作成したものを提出することも可能です。)

・配慮事項は、高等学校等での配慮の実施状況、障害等の種類や程度にかかわらず、必要に応じて申請することができます。大学入試センターでの審査の際は、志願者からの申請に基づき、個々の症状や状態等を総合的に判断します。

校長又は専門家が作成した資料【試験時間延長 1.5 倍を申請する場合のみ】 (→25 ページ)

- ・1.5倍の試験時間延長を申請する場合には、「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」、「【C】状況報告書」に加えて、1.5倍の試験時間延長の必要性が分かる「具体的な理由」や「これまでの取組み」等を示した資料(任意の様式で校長又は専門家が作成したもの)を提出してください。
- ・具体的な理由やこれまでの取組みが示してあれば、個別の指導計画・個別の教育支援計画の写しでも可能です。

【備考】

- 「【A】受験上の配慮申請書」、「【B】診断書」、「【C】状況報告書」は、過年度のものは使用できません。必ず「令和9年度大学入学共通テスト」の様式(→6ページ)を使用して作成してください。
- 病気・負傷や障害等の種類と程度や希望する配慮事項によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから追加で書類等の提出を求める場合があります。
- 各様式の記入欄が足りない場合は、記入欄に「別紙あり」と明記の上、任意の様式で別紙(A4用紙)を作成して提出してください。

配慮申請書等の入手方法について

申請書類の様式については、共通テスト出願サイトのマイページ等からダウンロードして A4 用紙に印刷してください。

両面印刷・片面印刷のどちらでも構いませんが、使用する様式の全ての面を必ず印刷し、記入が無い場合も全て提出してください。

なお、「【A】受験上の配慮申請書」は、必ず出願で使用するアカウントのマイページからダウンロードしてください。

- ① 共通テスト出願サイト (<https://examinee.dnc.ac.jp/examinee>) のマイページへログイン
 - ・マイページについては、7月1日（水）10:00 から作成可能です。
 - ・マイページの作成方法等については、受験案内の 32～34 ページを確認してください。



- ② マイページの「各種資料（受験案内等）」をクリック



※画像は全て見本であり、変更となる場合があります。

- ③ 「【A】受験上の配慮申請書」及びその他の必要な書類の様式をダウンロード
 - ・申請に必要な書類については、「申請書類について」(→4 ページ)を確認してください。



※画像は全て見本であり、変更となる場合があります。

○「【A】受験上の配慮申請書」について

- ・ 「【A】受験上の配慮申請書」の様式は共通テスト出願サイトのマイページからのみ取得可能です。配慮案内 49～52 ページに掲載しているものは見本のため、使用できません。
- ・ 「【A】受験上の配慮申請書」は、必ず志願者自身でダウンロードして取得したものを使用してください。志願者本人のマイページ以外でダウンロードした様式は使用できません。
また、大学入学共通テストへの出願は、配慮申請書をダウンロードしたアカウントから行ってください。
- ・ マイページからダウンロードした「【A】受験上の配慮申請書」は、共通テスト出願サイトに登録したカナ氏名の情報が反映されています。
表示されているカナ氏名に誤りがある場合には、共通テスト出願サイトに登録のカナ氏名を訂正の上、再度ダウンロードしてください。
- ・ 「【A】受験上の配慮申請書」の様式は PDF 形式でダウンロードされます。A4 用紙に印刷の上、提出してください。

○「【B】診断書」、【C】状況報告書」について

- ・ 「【B】診断書」、【C】状況報告書」の様式は、配慮案内の 53～64 ページに掲載している PDF 形式又は大学入試センターのウェブサイト
(https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r9/r9_hairyo.html)
に掲載している Word 形式についても使用可能です。